

名 称	住まいの周辺環境(空き家等)に関する相談
担当部課	環境部 環境保全課(市役所本庁舎 2 階) 都市部 建築指導課(市役所本庁舎 3 階) 消防本部 予防課 (市役所本庁舎 4 階)

●概要

お住まいの周辺環境に関する悩みについて、担当課がお話をお伺いします。
※内容に応じて担当課が異なるため、ご注意ください。

相談名	相談内容	対応課、場所
雑草等繁茂の相談	空き家・空き地の雑草が繁茂しているなど	環境部 環境保全課 (本庁舎 2階)
建物相談	空き家などが傾いている、屋根が落ちそうなど	都市部 建築指導課 (本庁舎 3階)
防火相談	空き家などに燃えやすいものが放置されているなど	消防本部 予防課 (本庁舎 4階)

※相談は、月曜日から金曜日の 9 時から 17時まで受け付けています。
(休日・年末年始を除く)

ホームページ・お問い合わせ先

環境部 環境保全課
TEL:82-1111(内線 1231,1232)FAX:57-8388
Mail:kankyohozen@city.chigasaki.kanagawa.jp

都市部 建築指導課
TEL:82-1111(内線 2326)FAX:57-8377
Mail:kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp

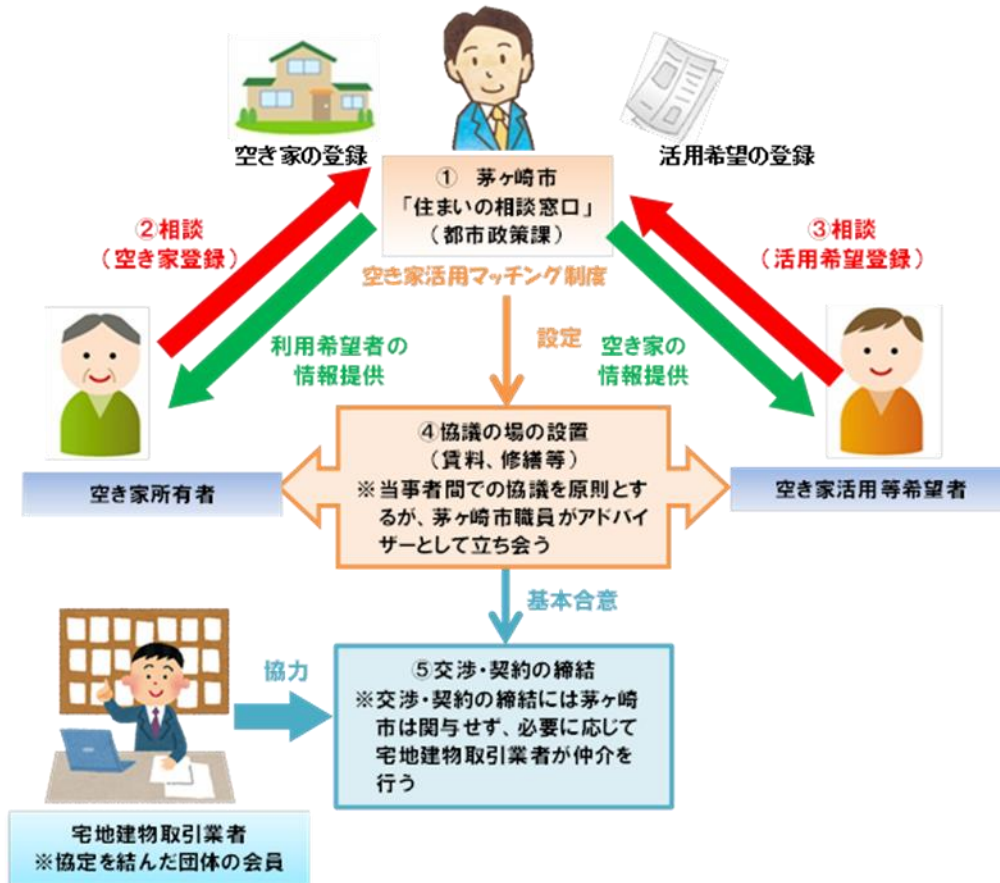
消防本部 予防課
TEL:82-1111(内線 4123)FAX:85-3119
Mail:fire_yobou@city.chigasaki.kanagawa.jp

その他

名 称	空き家活用等マッチング制度
担当部課	都市部 都市政策課(市役所本庁舎 3階)

●概要

「市場に流通していない空き家所有者」と「地域等の活性化を図りたいと考える空き家活用希望者(非営利団体)」をお繋ぎいたします。



※本制度は登録制となりますので、まずは都市政策課にご相談ください。
 ※登録にあたり主な注意事項等はホームページでも確認できます。

ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1034650/1021649/1021619.html>

都市部 都市政策課
 TEL:82-1111(内線 2344)FAX:57-8377
 Mail:toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp



名 称	住まいに関する相談
担当部課	市民安全部 市民相談課(市役所本庁舎 2 階)

●概要

動産・登記・分譲マンション管理・建築紛争・土地建物などの法律問題・税金問題・消費者トラブル等について、市民の皆様の悩みや疑問について相談に応じています。

※の相談は相談日の前日の午後5時までに(法律相談は午後3時までに)予約がない場合は相談を開設しないことがあります。ただし寒川町役場における司法書士相談を除きます。

●相談日

相談名	相談内容	相談員	日時
法律相談※	相続、借地・家などの法的な問題	弁護士	火・木曜日 10 時～15 時 30 分
税務相談※	相続・贈与・土地の売買などの税金問題	税理士	第 1・第 3 水曜日 第 4 木曜日 13 時～16 時
司法書士相談※	不動産・商業登記、成年後見登記などの手続き	司法書士	第 2 火曜日 13 時～16 時
			寒川町役場第 2 金曜日 13 時～16 時
公証相談※	大切な契約・遺言等を公正証書として作成したいとき	公証人	第 2 月曜日 13 時～16 時
遺言書と終活の相談 (行政書士相談)※	相続・遺言等の書類に関すること、農地や墓地、事業の開始に必要な手続き	行政書士	第 4 月曜日 13 時～16 時
不動産相談※	相続・贈与、地代・家賃の更新など	不動産鑑定士、 宅地建物取引士	第 1・第 3 金曜日 13 時～16 時
建築紛争相談※	中高層建築に係る紛争の調整	建築紛争相談員	原則として、 第 3 水曜日 13 時～16 時
分譲マンション管理相談※	管理組合の規約改正、修繕計画など	マンション管理士	第 2 金曜日 13 時～16 時
消費生活相談	悪質商法、事業者との契約や訪問販売等のトラブル	消費生活相談員	月～金曜日 9 時 30 分～16 時 寒川町消費生活相談室 月・木曜日 10 時～16 時 (受付は 15 時まで)
家計あんしん相談	家計や生活設計、住宅ローンなどの相談	ファイナンシャル プランナー	第 1・第 3 木曜日 11 時～11 時 50 分 13 時 15 分～16 時 05 分

○相談は全て『予約制』です。(消費生活相談は予約なしで相談を受けることができます。)

○司法書士相談・消費生活相談は寒川町役場でもご相談いただけます。

ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kocho/soudan/1032590.html>

市民安全部 市民相談課
TEL:82-1111(内線 1261～1266)FAX:85-0151
Mail:shiminsoudan@city.chigasaki.kanagawa.jp



その他

名 称	生活困窮者自立支援制度
担当部課	福祉部 生活支援課(市役所分庁舎 2 階)

●概要

生活や仕事などでお困りの方に対して専門の自立相談支援員がお話をうかがい、一人一人の状況に応じて相談や就労を含めた支援を行います。

仕事や病気、借金などでお困りの方の相談窓口です。専門の自立相談支援員と一緒に考え、自立へのプランを作成し、支援を行っていきます。

一人で悩まずご相談ください。

- ・相談は無料です
- ・ご予約は不要です。お電話、ファクス等での相談もお受けしています。(出張相談も承ります。)
- ・ご相談内容についての秘密は厳守いたします。

●制度(住居確保給付金)

離職、自営業の廃止または個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、生活自立相談窓口(生活支援課)による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支 給 額: 下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給
41,000 円(単身世帯) 49,000 円(2人世帯) 53,000 円(3~5人世帯)
57,000 円(6人世帯) 64,000 円(7人以上世帯)

支給期間: 3ヶ月間(一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能)

支給方法: 大家等へ代理納付

※給付を受けるためには、要件があります。

●相談受付日時

平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

●場所

市役所分庁舎2階 生活支援課 生活自立相談窓口

ホームページ・お問い合わせ先

https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/fukushi_seikatu/seikatsuhogo/1012464.html

福祉部 生活支援課
TEL: 82-1111(内線 3231,3232) FAX: 82-5157
Mail: seikatsu@city.chigasaki.kanagawa.jp



名 称	感震ブレーカー設置費補助金
担当部課	都市部 都市政策課(市役所本庁舎 3 階)

●概要

感震ブレーカーは地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めるものです。既存建築物への感震ブレーカー(簡易型)設置等の費用に対して補助金を交付します。

●対象者

まちぢから協議会(未設立の地区は、地区自治会連合会)
 ※個人申請ではなく、まちぢから協議会毎になります。ご注意ください。
事前に補助金申請が必要です。



●申込み方法

お住まいの自治会にお申込みください。
 自治会ごとに集計して、まちぢから協議会でとりまとめて申請してください。



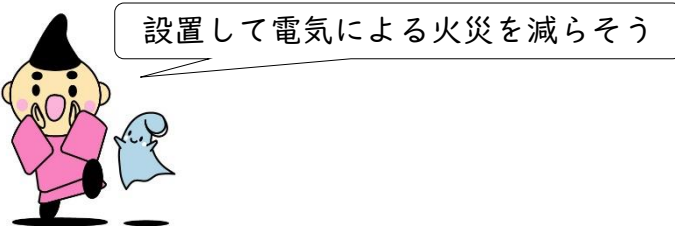
●対象機器

簡易タイプ感震ブレーカーのうち、一般財団法人日本消防設備安全センターが消防防災製品等推奨制度に基づき推奨するもの
 ※原則、ご自身でのお取り付けになります

●補助金額

感震ブレーカー (税込み本体価格)	×	$\frac{2}{3}$	(上限 3,000 円)
----------------------	---	---------------	--------------

簡易タイプ設置例



ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1007927/1034073.html>

都市部 都市政策課
 TEL:82-1111(内線 2342)FAX:57-8377
 Mail:toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

